令和3年度第9回富山市農業委員会総会(月次)議事録

- 1. 日 時 令和3年12月8日(水) 午前9時30分~午前11時04分
- 2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
- 3. 出席委員 21人

会 長 23番 才木 隆雄 会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎 委 員 1番 杉林 清則 3番 山崎 修 4番 西田 清範 5番 田中 輝男 悦雄 6番 7番 古田 茂 森 8番 大場 忠勝 9番 大橋 芳信 10番 大浦 清貴 11番 山﨑 巖 12番 福山 英則 13番 仲田 茂男 下村 帝 15番 北森 正誠 14番 16番 渡辺 正志 18番 長谷 幹夫 21番 五十嵐英夫 22番 中井 義則

- 4. 欠席委員 2番 熊南 昭浩 17番 金田 修一 19番 金木 洋子
- 5. 議 題 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第44号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定によ る許可申請について

議案第45号 事業計画の変更申請について

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画の決定について

報告事項第40号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第41号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項 第7号の規定による受理について

報告事項第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第43号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

報告事項第44号 農地法第4条第1項の規定による許可の取下 げについて

報告事項第45号 農地法第4条第1項の規定による受理の取消 しについて 事務局 本日の月次総会につきましては、2番熊南委員、17番金田委員、 19番金木委員から欠席届があり、出席委員数は21名でございま す。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和3年度第9回富山市農業委員会月次総会 を開催します。

本日は、議案4件、報告事項6件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

- 会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。21番五十嵐委員、 24番宮田委員、両委員にお願いしたいと思います。
- 会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、事務 局から説明をお願いします。

なお、6ページの19番は $\bigcirc\bigcirc$ 委員に関する事項でありますので、 農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限 を受けます。

事務局 議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから6ページまでです。

今回の申請件数は19件で、申請面積は58,956.00㎡です。 許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、 各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。 2 ページをご覧ください。

1番は、社会福祉事業目的による特殊事由の案件であるため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件はありません。また、農地所有適格法人の要件を満たす必要もありません。譲受人はNPO法人で、障害を持つ施設利用者が農作業を通じ自立を促すことを目的としています。

- 2番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 3番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 4番と5番は、自作地の相互交換であります。
- 6番と7番は譲受人が同一です。ともに労働力不足により、所有権を移転するものです。
 - 8番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
 - 9番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
 - 10番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 11番と12番は譲受人が同一です。ともに相手方の要望により、 所有権を移転するものです。
- 13番と14番は譲受人が同一です。ともに相手方の要望により、 所有権を移転するものです。
- 15番は、6番と7番の譲受人と同一です。労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 16番と17番は譲受人が同一です。16番は経営の縮小による所有権移転、17番は母から子への贈与による所有権移転です。
 - 18番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。
 - 19番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。以上でございます。
- 会 長 現地確認について、報告をお願いします。
 - 10番から12番については、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。
- 事 務 局 10番から12番は金田委員の担当です。いずれも11月21日 に原推進委員に立ち会っていただき、現地調査を行っておられます。 現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要 件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していること から特に問題はない、と報告を受けております。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

- 会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、 19番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、19番を除き、申請 どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、19番を除き、申請どおり「許可」することといたします。
- 会 長 続きまして、19番について、審議いたしますので、○○委員は 退室をお願いします。

<○○委員退室>

- 会 長 それでは、19番について、ご意見、ご質問等があれば承りたい と思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、19番について、申 請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、19番について、申請どおり 「許可」することといたします。

○○委員は入室をお願いします。

<○○委員入室>

- 会 長 改めまして、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請に ついては、全件、申請どおり「許可」することといたします。
- 会 長 続きまして、議案第44号農地法第4条第1項及び同法第5条第 1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いしま す。
- 事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第44号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定 による許可申請についてご説明いたします。

今回4条申請が2件、面積は177㎡、5条申請が17件、面積は37,612㎡です。

それでは、議案書8ページをご覧下さい。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。

「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、古沢地区において農家住宅の敷地を拡張する計画であります。

こちらにつきましては、住宅敷地の登記地目の一部が田となって

おり、今回是正のため申請されたものです。申請書には始末書の添付がございます。農地区分は、10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4条申請2番は、大山地域上滝地区において、住宅の敷地を拡張する計画であります。こちらにつきましても、住宅敷地の登記地目の一部が田となっており、今回是正のため申請されたものです。申請書には始末書の添付がございます。農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして9ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、蜷川地区において、貸駐車場を整備する計画であります。申請者は●●●●の僧侶をしております。この場所については、以前から、墓参り等でお参りに来られる方の路上駐車が目立っており、今回、路上駐車解消のため駐車場を整備する計画であります。申請地より半径300mの範囲の中に布市駅があることから農地区分は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請2番は、太田地区において、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

議案書は9ページから10ページになります。

5条申請3番についても、太田地区において、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますの

で富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

5条申請4番は、太田地区において、資材置場を整備する計画であります。申請人の△△△は、主に建設業及び産業廃棄物収集運搬業を営んでおります。現在、「産業廃棄物の積替保管許可」の取得計画に伴い、新たな従業員の確保、トラックや重機を導入する必要があり、既存敷地では手狭となるため、隣接地において新たに資材置場を整備するものであります。申請地は10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請5番は、熊野地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の▲▲▲▲は、主に電気工事業、土木工事業を営んでおります。事業拡大に伴い、従業員や事業用車両を増やしたため、駐車場スペースが手狭になっていることから、隣接地において駐車場を整備するものであります。申請地は10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

議案書11ページをご覧ください。

5条申請6番は、熊野地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の□□□□は、主にアパート等の不動産賃貸業を営んでおります。今回、所有するマンションの入居者の駐車場が不足しており、隣接地において駐車場を整備する計画であります。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設が1カ所、医療施設が1カ所あり、全面道路に上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請7番は、大広田地区においてグラウンドを整備する計画であります。申請人の■■■■は、◎◎◎◎を運営しております。現在、運動部用のグラウンド敷地が手狭なため、隣接地においてグラウンドを拡張する計画であります。申請地は10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請8番は、五福地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の◇◇◇◇は、主にプラスチック加工製造業を営んでおります。事業拡大により従業員の駐車場が不足しており、業務に支障が生じているため、新たな駐車場の整備が急務となっております。申請地は、宅地と河川に分断された10~クタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

議案書12ページをご覧ください。

5条申請9番は、長岡地区において、農業用施設を整備する計画 であります。

申請者であるマママは、集落内において農業経営を行っております。現在使用している農機具格納庫が必要な手続きがされていないまま使用していたことが発覚したため、今回是正のため申請されたものであります。申請地は既に造成されおり始末書の添付がございます。申請地は10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております農用地区域内農地で、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。

5条申請10番は、古沢地区において、一般住宅を建築する計画であります。相互扶助、また実家の農業を手伝うため、隣接する農地を転用し、実家の敷地の一部を含め住宅を建築するものであります。申請地は10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請11番は、水橋三郷地区において、一般住宅を建築する計画であります。こちらも相互扶助のため、実家に限りなく近い申請地において住宅を建築するものであります。申請地は10~クタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請12番は、水橋三郷地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の▼▼▼▼は、主に運送業を営んでおります。現在、既存駐車場では44台分のトラック専用駐車場を確保しておりますが、トラックの保有台数が65台であり、今後大型トラック5台を導入する予定もあり、頻繁な車両移動により、接触事故の恐れがあることから業務の安全性と効率化を図るため、至急、隣接地に新たな駐車場を確保する必要となっております。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている調整区域内の1区画2,500㎡以上の農地で、農地区分は甲種農地となり、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問が必要な案件となります。

議案書13ページをご覧ください。

5条申請13番は、大沢野北部地区において、分譲宅地を整備する計画であります。申請地は都市計画区域の用途区域内にあり更地での分譲が可能となります。申請地は、半径500m以内に教育施設、医療機関、スーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第

3種農地となり、「原則許可」案件となります。この案件については 3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問 が必要な案件となります。

議案書14ページをご覧ください。

5条申請14番は、大沢野北部地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。申請人の息子が結婚し、同居するにあたり既存の居住スペースでは手狭になるため、住宅敷地を拡張し、駐車スペース及び倉庫スペースを確保する計画であります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請15番は、大沢野北部地区において、資材置場を拡張する計画であります。申請人の◆◆◆◆は土木工事業を営んでおり、主に電話ボックスの撤去、交換、新設や、電話線の地下埋設工事を行っておりますが、近年の受注量の増加から既存の資材置場が手狭になっているため、隣接地において新たに資材置場を整備するものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請16番は、大山地域上滝地区において、一般住宅を建築する計画であります。相互扶助のため実家の隣接地において住宅を建築するものであります。申請地は土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

議案書15ページをご覧ください。

5条申請17番は、大山地域上滝地区において、農業用施設を取得する計画であります。申請地には昭和50年に譲渡人が農業用施設を建築されたもので、今回、申請人がそれを譲り受けるものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。 5番、6番については、事務局から報告をお願いします。

事務局 5番、6番は熊南委員の担当であります。

5番については11月21日に譲受人、譲渡人、地元生産組合長、 行政書士、推進委員の6名で現地確認したところ、申請地は無断転 用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないこ とから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないこと を確認されており、問題となることは無いとの報告を受けておりま す 6番については、11月21日に譲受人、譲渡人、地元生産組合長、推進委員の5名で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

- 会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、 ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすること にご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、議案第44号農地法第4条第 1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、 許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。
- 会 長 続きまして、議案第45号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書のページは16ページです。議案第45号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、隣接地において新たに第2期目の陸砂利採取工事を行うため、第1期工事で使用していた11筆のうち、2筆の工事車両進入路部分を、1年間、工期延長を行い、第2期工事用の通路として1年間使用するものであります。残りの9筆については12月25日まで耕作できるよう原状回復されます。

以上でございます。

- 会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- A 委 員 先ほどの 5 条申請 3 番の一時転用の第 2 期工事期間が許可日から 2 年で、この事業計画変更は第 1 期工事の進入路部分の 2 筆を 1 年 間延長するという計画だが、 1 年後に進入路部分を原状回復したあ と、第 2 期工事に支障はでないのか。

事務局 陸砂利採取工事の計画は2年計画でありますが、最初の1年は陸砂利採取量が多いため、大型トラックが2台すれ違うことができるよう幅員を広くとる必要があり、第1期工事で使用していた進入路部分の2筆を1年間延長し使用します。

残り1年の工事については、採取量も少なくなることから、隣接する一般道を使用し運搬を行う計画であると申請者から説明を受けております。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申 請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 続きまして、議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明 をお願いします。
- 事務局 議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、17ページから24ページです。

所有権移転は1件で、移転面積は8,183.00㎡です。

利用権設定は、今回は45件の貸し手から申し出があり、契約期間は、 $1\sim2$ 年が1件、 $3\sim5$ 年が27件、 $6\sim9$ 年が3件、10年が14件です。設定面積は、245, 967㎡です。

20ページ1番から5番までは、農地中間管理機構を通すものであります。20ページ6番から24ページ45番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤 強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべて の農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 所有権移転の案件の現地確認について、報告をお願いします。 1番について、地区担当委員であります長谷委員から報告をお願 いいたします。

(委員から問題ない旨の報告あり)

- 会 長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計 画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積 計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第40号 農地法第3条の3の規定による受理について 報告事項第41号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項 第7号の規定による受理について

報告事項第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第43号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

報告事項第44号 農地法第4条第1項の規定による許可の取下 げについて

報告事項第45号 農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについて

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第40号農地法第3条の3の規定による受理について、 ご報告します。

議案書は25ページから32ページです。

今回の受理件数は22件で、2番は相続による賃借権の取得、その他は所有権の取得であります。農業委員会へのあっせんの希望はありませんでした。

報告事項第41号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは33ページから43ページまでです。

今回の受理件数は、4条が4件、5条が19件、合わせて23件、面積は合わせて35, 973. 83㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

41,42ページ14番については、平成20年1月に、4条で届出されましたが、賃貸駐車場の設置をとりやめ、他の目的で他者に譲渡することとなったものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、38ページ5条の11番、39ページ5条の13番、42ページ5条の17番です。

報告事項第42号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合 意解約について、ご報告いたします。

議案書は、44ページから52ページです。

解約件数は26件で、解約面積は97,408㎡です。今回の解 約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第43号農地法第3条の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書は53ページです。

1番について、令和3年1月5日付けで許可しましたが、農業経営継続のため、取り消したものです。

報告事項第44号農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げについてご報告いたします。議案書のページは54ページです。

1番については、令和3年8月15日付で、駐車場敷地の目的で申請されましたが、申請後、法定外水路の移設により、登記上の地番の追加や地籍の変更が生じたため、10月8日に取下げられたものです。10月15日に再申請され、11月に許可されております。以上でございます。

報告事項第45号農地法第4条第1項の規定による受理の取消し についてご報告いたします。議案書のページは55ページです。

報告第41号41,42ページの14番で説明したとおり、賃貸 駐車場の設置をとりやめ、他の目的で他者に譲渡することとなった ため取り消すものです。

以上でございます。

- 会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等 がありましたら承りたいと思います。
- 会 長 特に何もないようですので、これをもちまして、2. 議案・報告 事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。